

議案第103号

専決処分の承認を求めることについて（令和5年度鯖江市一般会計補正予算（第5号））

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年11月29日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

専決第9号

令和5年度鯖江市一般会計補正予算（第5号）

令和5年度鯖江市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,959,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年10月2日

鯖江市長 佐々木 勝 久

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金		4,328,863	1,500	4,330,363
	2 国庫補助金	1,845,204	1,500	1,846,704
13 県支出金		2,639,141	750	2,639,891
	2 県補助金	957,160	750	957,910
17 繰越金		136,850	750	137,600
	1 繰越金	136,850	750	137,600
歳入合計		28,956,900	3,000	28,959,900

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		2,861,317	3,000	2,864,317
	6 住宅費	106,928	3,000	109,928
歳出合計		28,956,900	3,000	28,959,900

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 国庫支出金	4,328,863	1,500	4,330,363
13 県支出金	2,639,141	750	2,639,891
17 繰越金	136,850	750	137,600
歳入合計	28,956,900	3,000	28,959,900

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2,861,317	3,000	2,864,317	2,250			750
歳出合計	28,956,900	3,000	28,959,900	2,250			750

2. 歳入

(款) 12 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
5 土木費国庫補助金	194,640	1,500	196,140
計	1,845,204	1,500	1,846,704

(款) 13 県支出金 (項) 2 県補助金

7 土木費県補助金	28,150	750	28,900
計	957,160	750	957,910

(款) 17 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰越金	136,850	750	137,600
計	136,850	750	137,600

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 社会資本整備総合交付金	1,500	社会資本整備総合交付金 1,500

4 住宅費補助金	750	住宅・建築物耐震改修等促進事業費補助金 750
----------	-----	-------------------------

1 繰越金	750	前年度繰越金 750
-------	-----	------------

3. 歳出

(款) 8 土木費 (項) 6 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
2 住宅建設費	34,636	3,000	37,636	2,250			750
計	106,928	3,000	109,928	2,250			750

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金補助及び交付金	3,000	住宅・建築物耐震改修等促進事業費	3,000
		18 負担金補助及び交付金	3,000